

久御山中央公園再整備運営事業 優先交渉権者基本協定書（案）

久御山中央公園再整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、久御山町（以下「甲」という。）と【管理運営事業者の名称】（以下「乙」という。）及び【設計事業者・工事監理等事業者の名称】（以下「丙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（定義）

本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下のとおりとする。なお、本協定中、次の各号に掲げる以外の用語の定義は、募集要項等による。

- (1) 「優先交渉権者」とは、本選定手続により、管理運営業務並びに設計業務及び工事監理等業務の優先交渉権者として決定された、乙及び丙から成るグループをいう。
- (2) 「代表企業」とは、優先交渉権者を代表する法人である【乙】or【丙】をいう。
- (3) 「管理運営業務委託契約」とは、甲と乙との間で締結される、本施設についての管理運営業務委託契約をいう。
- (4) 「設計業務委託契約」とは、甲と丙との間で締結される、本施設についての設計業務委託契約をいう。
- (5) 「工事監理等業務委託契約」とは、甲と丙との間で締結される、本施設についての工事監理等業務委託契約をいう。
- (6) 「本件契約」とは、管理運営業務委託契約並びに設計業務委託契約及び工事監理等業務委託契約をいう。
- (7) 「管理運営業務」とは、管理運営業務委託契約に基づき乙が実施する業務をいう。
- (8) 「設計業務」とは、設計業務委託契約に基づき丙が実施する業務をいう。
- (9) 「工事監理等業務」とは、工事監理等業務委託契約に基づき丙が実施する工事監理業務及び工事アドバイス業務をいう。
- (10) 「建設事業者」とは、本事業の実施に係る選定手続により選定される本施設の建設を請け負う企業をいう。
- (11) 「建設業務」とは、建設事業者が甲から請け負う本施設の建設業務をいう。
- (12) 「本施設」とは、本事業の対象となる久御山中央公園の各施設（詳細は別紙記載のとおり）をいう。
- (13) 「本選定手続」とは、本事業を構成する本施設の管理運営業務、設計業務及び工事監理等業務に関して実施された公募型プロポーザル方式による民間事業者の選定手続をいう。
- (14) 「事業者提案書類」とは、本選定手続において、優先交渉権者が甲に提出した提案書等のほか、甲からの質問に対する回答書その他優先交渉権者が本件契約締結ま

で甲に提出する一切の書類をいう。

- (15)「管理運営業務に関する提案金額」とは、乙が事業者提案書類に記載した開園準備業務の参考見積額をいう。
- (16)「設計業務及び工事監理等業務に関する提案金額」とは、丙が事業者提案書類に記載した設計業務及び工事監理等業務の参考見積額をいう。
- (17)「提示条件」とは、本選定手続において、優先交渉権者が甲に提示した一切の条件をいう。
- (18)「募集要項等」とは、本事業の実施に関して甲が作成し、令和6年[]月[]日に公表又は配布した募集要項、同募集要項に添付された公表資料及び参考資料並びに募集要項等に関する甲の質問回答書及びその際に公表又は配布した資料等（公表又は配布後に変更がなされた場合には変更後のもの）の総称をいう。
- (19)「会社役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第4号に規定する会社役員をいう。
- (20)「暴排条例」とは、久御山町暴力団排除条例をいう。
- (21)「暴力団」とは、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (22)「暴力団員」とは、暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。
- (23)「暴力団員等」とは、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。
- (24)「暴力団密接関係者」とは、暴排条例第2条第5号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (25)「暴力団等」とは、暴力団、暴力団員等及び暴力団密接関係者をいう。
- (26)「役員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、役員及び監督責任者（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その業務を監督する責任を有する者及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有する者をいう。）をいう。
 - イ 法人等以外の者にあっては、その者及びその監督責任者をいう。
- (27)「警察」とは、京都府警察本部長又は京都府警察における警察署の署長をいう。

第2条（本事業の目的等）

- 1 本事業は、施設の老朽化や時代の変遷により、住民の憩いの場や交流・賑わいの創出の場としての機能に課題が生じている久御山中央公園について、令和元年2月に策定された「久御山まちのにわ構想」の具現化に向け、まちの魅力向上に資する拠点とするために、令和4年度に策定された「久御山中央公園再整備基本計画」に基づき、久御山中央公園の再整備・運営を行うことにより、様々な人が自由に多様な使い方で楽しみ、そこから新たな交流・取組みが生まれ、町全体の活性化に繋げることを目的とする事業である。
- 2 本事業は、本施設の管理運営業務、設計業務、工事監理等業務及び建設業務、並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成されるものとする。

第3条（本協定の趣旨）

本協定は、本選定手続により、乙及び丙から成るグループが本事業の管理運営業務並びに設計業務及び工事監理等業務の優先交渉権者として選定されたことを確認し、甲と乙との間の管理運営業務委託契約、及び甲と丙との間の設計業務委託契約及び工事監理等業務委託契約締結のための甲乙丙の相互の協力、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続等について定めることを目的とする。

第4条（甲乙丙の義務）

- 1 甲乙丙は、甲と乙との間の管理運営業務委託契約、並びに甲と丙との間の設計業務委託契約及び工事監理等業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。
- 2 乙丙は、提示条件を遵守のうえ、甲に対し事業者提案書類を作成し提出したものであることを確認する。また、乙丙は、本件契約締結のための協議に当たっては、本選定手続にかかる久御山中央公園再整備における設計・運営事業者を特定するための審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

第5条（乙丙の協業義務）

乙丙は、管理運営事業者、及び設計事業者・工事監理等事業者として、両者の視点と創意工夫を最大限反映させ、本施設の空間と運営双方の在り方を考えた施設計画及び設計の実現に向けて協業しなければならない。

第6条（業務の受託、請負）

乙丙は、管理運営業務委託契約、及び設計業務委託契約・工事監理等業務委託契約の規定に基づき各々が担当する業務を実施するものとし、担当業務を第三者に行わせる場合であっても、各業務委託契約に定める条件を遵守するとともに、担当業務の全部又は大部分を第三者に行わせてはならない。

第7条（本件契約）

- 1 甲は、募集要項に添付の管理運営業務委託契約書（案）並びに設計業務委託契約書（案）及び工事監理等業務委託契約書（案）の文言に関し、乙又は丙から説明を求められた場合、募集要項等において示された本事業の目的、理念に照らして、その条件の範囲内において、可能な範囲で趣旨を明確化する。
- 2 甲乙丙は、本件契約の締結後も、本事業の遂行のために協力する。
- 3 管理運営業務委託契約及び設計業務委託契約の締結までの間に、本選定手続に関して乙又は丙に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、甲は本件契約を締結しないことができる。また、管理運営業務委託契約及び設計業務委託契約の締結後、工事監理等業務委託契約の締結までの間に、本選定手続に関して乙又は丙に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、甲は工事監理等業務委託契約を締結しないことができる。

- (1) 乙又は丙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令を受けた乙又は丙が行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、当該排除措置命令を受けた乙又は丙が同法第 14 条に定める出訴期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (2) 乙又は丙が、独占禁止法第 62 条に規定する課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令を受けた乙又は丙が行政事件訴訟法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、当該課徴金納付命令を受けた乙又は丙が同法第 14 条に定める出訴期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 乙又は丙の代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき、又は、乙又は丙の代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、独占禁止法第 89 条若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 4 管理運営業務委託契約及び設計業務委託契約の締結までに、乙又は丙が、募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、甲は、本件契約を締結しないことができる。また、管理運営業務委託契約及び設計業務委託契約の締結後、工事監理等業務委託契約の締結までの間に、乙又は丙が、募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、甲は工事監理等業務委託契約を締結しないことができる。
- 5 乙が管理運営業務委託契約を締結しないとき、又は丙が設計業務委託契約若しくは工事監理等業務委託契約を締結しないとき、あるいは前 2 項に該当して甲が本件契約を締結しないときは、乙及び丙は連帯して、管理運営業務に関する提案金額、並びに設計業務に関する提案金額及び工事監理等業務に関する提案金額の合計金額の 100 分の 2.5 に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。
- 6 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙及び丙に対し、損害賠償を請求することを妨げるものではない。

第 8 条（暴力団等の排除措置）

- 1 甲は、乙及び丙に対し、役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を警察に提供することにより乙及び丙の役員等が暴力団等であるかどうかについて意見を聴くことができる。
- 2 甲は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、本事業の実施以外の業務において暴力団等の排除措置を講ずるために利用し、又は他の実施機関（久御山町個人情報保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 4 号、以下「個人情報保護法施行条例」

という。)第2条第2項に規定する実施機関をいう。)に提供することができる。

- 3 乙及び丙は、担当業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を甲に報告しなければならない。
- 4 乙及び丙は、各々、管理運営業務、設計業務及び工事監理等業務の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求(以下、この項において「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに、その旨を甲に報告するとともに、警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。
- 5 甲は、乙又は丙が、担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、乙又は丙に対し、当該第三者との間で契約を締結させないよう求めることができる。
- 6 甲は、乙又は丙が次の各号に該当するときは、本協定を解除し、若しくは本件契約を締結しないことができる。
 - (1) 乙若しくは丙又は乙若しくは丙の役員等が暴力団等であると認められるとき。
 - (2) 乙若しくは丙又は乙若しくは丙の役員等において、暴力団員等又は暴力団密接関係者が顧問に就任するなどして事実上、経営に参加していると認められるとき。
 - (3) 乙若しくは丙又は乙若しくは丙の役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために暴力団等を使用したと認められるとき。
 - (4) 乙若しくは丙又は乙若しくは丙の役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (5) 乙若しくは丙又は乙若しくは丙の役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本項第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき又は第5項の甲からの求めに応じなかったとき。
 - (7) 乙又は丙が暴力団員等を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙又は丙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙又は丙がこれに従わなかったとき。

第9条(準備行為)

乙及び丙は、本件契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関するスケジュールを遵守するために、甲と協議のうえ、甲の承諾を得た事項について、準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙及び丙における準備行為に協力する。

第 10 条（本件契約不調の場合における処理）

- 1 乙又は丙の責めに帰すべき事由により、本件契約の締結に至らなかった場合（第 7 条第 3 項及び第 4 項並びに第 8 条第 6 項による場合を含む。）、既に甲乙丙が本事業の準備に関して支出した費用はすべて乙及び丙の負担とするほか、乙及び丙は連帯して、管理運営業務に関する提案金額、並びに設計業務に関する提案金額及び工事監理等業務に関する提案金額の合計金額の 100 分の 2.5 に相当する金額の違約金を甲に支払うものとし、他方、甲は何らの責任も負わない。
- 2 乙及び丙の責めに帰すべき事由に基づかずに本件契約の締結に至らなかった場合、既に甲乙丙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、甲と乙、甲と丙の間には、相互に債権債務関係は生じないものとする。
- 3 本件契約の締結に至らなかった場合において、乙及び丙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。また、乙及び丙は、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、乙及び丙は、返却した資料等の一覧表及び廃棄した資料等の一覧表を甲に提出するものとする。

第 11 条（秘密保持）

甲と乙及び甲と丙は、本協定に関する事項につき、公表済みのもの及び本協定において特別に定めるものを除き、相手方の同意を得ずにこれを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、乙及び丙が相手方に守秘義務を負わせた上で本事業に関する資金調達に必要かつ合理的な範囲で開示する場合及び甲、乙又は丙が弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う者、若しくは守秘義務契約を締結したコンサルタント、アドバイザー、融資機関等を開示する場合及び法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

第 12 条（個人情報の取扱い）

乙及び丙は、本協定に基づき個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報保護法施行条例を遵守しなければならない。

第 13 条（本協定の変更）

本協定は、甲乙丙全員の書面による合意による場合を除き、変更することができない。

第 14 条（本協定の有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から工事監理等業務の完了日までとする。ただし、本件契約のいずれかが締結されない場合は、締結されないことが確定した日までとし、本

協定の有効期間の完了日以前に本件契約のいずれかが解除され、あるいは本件契約の規定に従って終了した場合は、当該解除又は終了の日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 7 条第 3 項ないし第 6 項、第 10 条ないし第 12 条、第 16 条の規定の効力は存続する。

第15条（請求、通知等の様式）

本協定に基づく請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、催告、要請、合意及び協定終了通知又は解除は、相手方に対する書面をもって、本協定に記載された当事者の名称、所在地宛に行わなければならない。

第16条（準拠法及び裁判管轄）

本協定は、日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は京都地方裁判所とする。

第 17 条 (協議)

本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙丙の間で協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙は、それぞれ記名押印の上、甲乙丙が各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲： 所 在 地 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地
久御山町長 印

乙：

所在地
商号又は名称
代表者

丙：

所在地
商号又は名称
代表者